

## 教育・保育の認定について(2号・3号認定)

Rondなないろ保育園

Rondなないろ保育園ではお子様をお預かりする際、お住まいの市町村区から認定を受ける必要があります。

認定とは、新制度の教育・保育施設を利用するための資格に相当します。

認定の手続きは現在お住まいの市町村区で行い、認定後は市町村区から認定証が交付されます。

必ずご入園までに、お住まいの市町村区にてお手続きを行っていただき、認定証のコピーを保育園までご提出ください。ご入園までに認定が受けられない場合は、ご入園の延期もしくは取り消しをさせていただくこともございます。あらかじめご了承の上、ご注意ください。

### 【支給認定区分】

2号認定(満3歳以上・保育認定)	
対象年齢	満3歳以上(3歳・4歳・5歳)
対象児童	「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、保育(教育)施設での保育を希望する児童

3号認定(満3歳未満・保育認定)	
対象年齢	満3歳未満(0歳・1歳・2歳)
対象児童	「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、保育(教育)施設での保育を希望する児童

### 【保育の必要性の認定事由】

保育を必要とする事由(東村山市の場合)
1 就労(最低就労時間が市町村区により異なります)
2 妊娠・出産
3 保護者の疾病・障害
4 同居または長期入院等している親族の介護・看護
5 災害復旧
6 求職活動(起業準備を含む)
7 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
8 虐待やDVのおそれがあること
9 育児休業取得中にすでに保育を利用している子供がいて継続利用が必要であること
10 その他、上記に類する状態として市町村区が認める場合

※こちらは東村山市の内容となっております。市町村区により若干内容が異なっている部分がございますので、お住まいの市町村区へ必ずお問い合わせいただきご確認をお願い致します。

※認定証は保育を必要とする事由ごとに有効期限があり、市町村区により異なります。必ずお住まいの市町村区へご確認いただき、有効期限内に支給認定変更申請の手続きを行ってください。

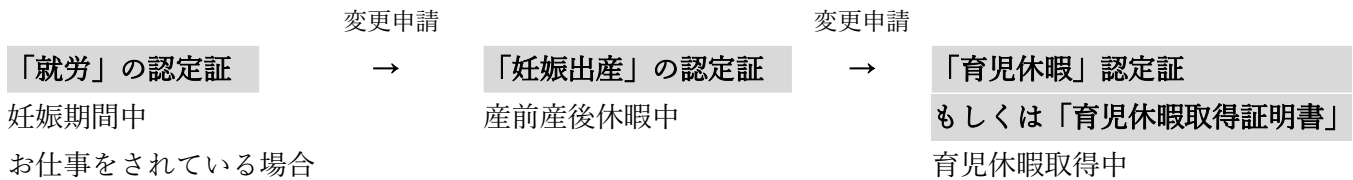
※3号認定を受けており満3歳になったことによって2号認定に切り替わる際や、居住地、連絡先、転職、就職など、市町村区が認定変更申請が必要と認めた場合は、手続きを行っていただき新しい認定証を保育園にご提出いただく必要がございます。申請内容が申請時より変更になった場合、お住まいの市町村区へご連絡いただき必ず変更申請が必要をご確認ください。

## 【妊娠・出産・育児休業中の対応について】

すでにご入園いただいている場合、下のお子様の妊娠出産、育児休業取得中は在園児に関しては、継続してご利用いただくことが可能でございます。

ただし、認定証を随時変更していただく必要がありますので下記をご確認ください。

※育児休業取得の新規入所利用（育児休業取得対象児童の利用）は該当しません。



**※入園後、認定変更申請により認定の取り消しや申請内容の虚偽、有効期限満了にともない、認定証が新たに発行されない場合は、継続して保育園をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。**

※認定の内容については、市町村区にて異なる部分もございます。不明点等、必ずお住まいの市町村区にお問い合わせの上申請をお願い致します。